

お知らせ

2019年8月2日
九州電力株式会社

川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請を行いました
— 特定重大事故等対処施設の運用に係る体制や手順等を新たに規定 —

当社は、本日、原子炉等規制法に基づき、川内原子力発電所1，2号機の特定重大事故等対処施設^{*}の設置に係る原子炉施設保安規定変更認可申請書を、原子力規制委員会へ提出しました。

今回の変更は、特定重大事故等対処施設の運用に係る体制や手順等を新たに規定するものです。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

以 上

※特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。